

## 保険制度の概要

福津市では、市民の皆さまが安心して市民活動（コミュニティ活動やボランティア活動など）に参加できるように、活動中の思わぬ事故に対して保険金が給付される福津市市民活動団体保険制度を運用しています。市民活動団体保険は、傷害補償と賠償責任補償で構成されています。市民活動の普及及び促進のため、保険料は福津市が負担します。

## 保険の対象となるかた

- 自発的に市民活動を行う原則 5 名以上の団体の代表者、役員及び構成員のかた
- 市民活動団体の依頼を受けて市民活動の企画・実施・指導等を行うかた
- 市民活動団体が主催、または福津市より依頼された市民活動行事に参加し実践されるかた

※本制度は、市民活動を行うかたを対象とするため、スポーツ行事などにおける参加者や夏祭りなどの来館者のように、「自発的活動」とみなされる活動への参加者は保険対象となりません。

## 保険の対象となる活動

※以下の条件をすべて満たす活動であることが必要です

- 本拠地又は活動拠点が福津市内であること
- 活動が継続的かつ計画的に行われていること
- 無報酬で行っていること(ただし、交通費などの実費支給は無報酬とみなします)
- 営利を目的とする活動ではなく、広く公共の利益を追求する自発的な活動であること
- 日本国内における活動であること
- 特定の政治・宗教などの活動に関わるものでないこと
- スポーツ行事などにおける参加者や夏祭りなどの来館者のような自助的な活動や、趣味的な活動及び懇親を目的とした活動でないこと
- 後述の「活動の対象にならない主な例」などに該当しないこと

【保険の対象となる活動例】 ※運営者が対象で、イベントや競技会等の参加者は対象となりません。

地域社会(コミュニティ)に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会活動</li> <li>● 防災活動</li> <li>● 清掃・美化運動</li> <li>● 夏祭り・運動会などの地域活動など</li> <li>● 郷づくり活動</li> <li>● 防犯活動</li> <li>● 交通安全活動</li> </ul>
社会福祉に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉施設等への協力活動(送迎の介助、行事の手伝いなど)</li> <li>● 高齢者支援活動(ふれあいサロンなど)</li> <li>● 障がい者支援活動など</li> </ul>
環境保全に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川・海岸等の清掃活動</li> <li>● ごみの減量化</li> <li>● 資源化物分別等リサイクル活動など</li> <li>● 森林保全活動</li> <li>● 公害の防止活動</li> </ul>
保険医療に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食生活改善</li> <li>● 禁煙活動</li> <li>● 市が行う各種検診業務の普及・啓発・検診業務への協力など</li> <li>● エイズ予防</li> </ul>
教育・文化・スポーツに関する活動	<p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども会活動</li> <li>● 育成会活動</li> <li>● 非行防止活動</li> <li>● PTA 活動(学校管理下の活動は除く)など</li> <li>● ニート・ひきこもり支援活動</li> <li>● 学習支援ボランティア</li> <li>● 読み聞かせボランティア</li> </ul>

教育・文化・スポーツに関する活動(前頁の続き)	<b>【文化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統文化の継承・振興</li> <li>● 文化活動の指導・普及など</li> </ul> <b>【スポーツ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種スポーツの指導</li> <li>● スポーツ大会などの企画・運営など</li> </ul>
観光に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光ガイドなど</li> </ul>

## 補償の内容

### (1) 傷害補償

- 市民活動中に、予期しない突発的な要因(熱中症・食中毒を含む)で死亡または負傷した場合に補償されます。

保険金の種類	保険金の内容	補償金額
死亡保険金	<p>事故の日から180日以内に、その傷害がもとで死亡されたとき、死亡保険金の全額をお支払いします。</p> <p>ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、死亡保険金額から支払われた金額を控除して残額をお支払いします。</p>	500万円
後遺障害保険金	<p>事故の日から180日以内に、その傷害がもとで後遺障害が生じたとき、障害の程度に応じて3%(15万円)~100%(500万円)の後遺障害保険金をお支払いします。</p>	500万円限度
入院保険金 (手術保険金)	<p>事故の日から180日以内に、その傷害による入院に対し入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>手術を要する場合は、手術保険金基礎額に手術の種類に応じて定められた倍率(入院保険金日額の10~40倍)を乗じた額をお支払いします。</p>	5,000円/日
通院保険金	<p>事故の日から180日以内に、その傷害による通院に対し90日を限度に通院保険金日額をお支払いします。</p> <p>ただし、通院日数は平常の生活に支障がない程度に治った日までの日数とします。</p>	3,000円/日

### 【例：治療のため3日間通院をした場合】

➡通院1日につき3,000円が補償されるため、「3,000円×3日間=9,000円」が保険会社より支払われます。

※通院1日に対して3,000円が支払われるため、1日に2つの病院に通院した場合であっても3,000円の補償となります。

### 【傷害補償の対象にならない主な例】

- 地震、噴火、津波、洪水等の天災によるもの
- 活動者（被保険者）や保険金受取人の故意によるもの
- 喧嘩や自殺、犯罪行為を行うことによるもの
- 無免許運転、酒酔い運転、麻薬等を使用しての運転によるもの
- 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるもの
- 戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性などによるもの
- 脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失によるもの
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）や腰痛など、他覚症状のないもの
- 職業又は職務に従事している間のもの（公務災害の適用を受けるもの）
- 災害時のボランティア、害虫・害獣駆除、海難・山岳救助、野焼・山焼活動によるもの

### 傷害補償に関する「上乗せ」について

チェーンソーや草刈機等を使用して作業を行う、危険度の高い河川清掃・松林（竹林・雑木林等を含む）の保全活動に参加した場合の事故に対する補償については、下表のとおり補償金額が上乗せとなります。

河川清掃・松林等保全活動		※上乗せ
● 死亡保険金	500万円	
● 後遺障害保険金	500万円（最高）	
● 入院保険金	5,000円（事故発生日から180日以内）	
● 通院保険金	3,000円（事故発生日から180日以内の90日限度）	

## (2) 賠償責任補償

- 市民活動中に、過失により他者にケガを負わせた場合や、物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合、または第三者から借用したり預かったりした物（貴重品や自動車等は除く）を破損させた等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償されます。

保険金の種類	保険金の内容	補償金額
対人賠償	他人の身体に障害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。	1名:6,000万円 1事故:3億円 (免責1事故:5,000円)
対物賠償	他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。 また、第三者から借用したり預かったりした物（貴重品を除く）を破損させた等により法律上の賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。	1事故:300万円 (免責1事故:5,000円)

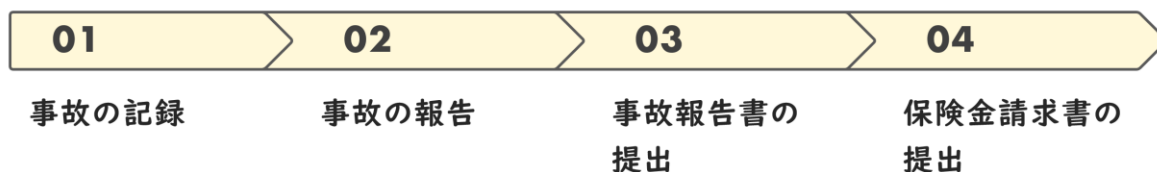
### 【賠償責任補償の対象にならない主な例】

- 地震、噴火、津波、洪水などの天災による事故
- 活動者（被保険者）の故意による事故
- 戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故
- 活動者（被保険者）の心神喪失（泥酔中など）に起因する事故
- 職業上の職務遂行に起因する事故
- 同居の親族に対する事故
- 診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命、医薬品などに起因する事故  
(ただし、市販の医薬品程度の場合は、状況によっては対象となる場合もあります)
- 災害時のボランティア、害虫・害獣駆除、海難・山岳救助、野焼・山焼活動に起因する事故
- 自動車・航空機・船舶（モーターボートを含む）などの所有や使用、管理に起因する事故

※自己所有、非所有（借用）に関わらず、自動車などの所有、使用または管理に起因する事故は活動者（被保険者）自身の傷害保険は対象となりますが、対人・対物事故の賠償保険については対象になりません。

## 事故発生時の手続き

### 手続きの流れ



### (1) 事故の記録

万一事故が発生してしまった場合、後で事故を証明できるように、下記の事項を記録してください。

傷害事故の場合	賠償事故の場合(※)
① 氏名・住所・連絡先	① 氏名・住所・連絡先
② 事故発生の日時・場所	② 事故発生の日時・場所
③ 事故の原因・状況	③ 事故の原因・状況(写真)
④ ケガの程度・病院名	④ 相手の氏名・住所・連絡先・ケガ又は損害の程度

#### (※) 賠償事故の場合

- 被害状況がわかる写真を撮影してください。また、市民活動中の事故であることの証明のために、団体規約、団体の活動計画書、当日の参加者名簿などを提出していただきますので、事前に準備してください。
- 示談に際しては、市が加入している保険会社の承認が必要です。必ず事前に、地域コミュニティ課(市民共働推進係)にご連絡ください。保険会社の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### (2) 事故の報告

事故が発生したら、団体の責任者は、速やかに地域コミュニティ課(市民共働推進係)に事故の内容を報告してください。保険適用かどうかを確認し、適用される場合は、その後の手続きについてお伝えします。なお、活動内容によって書類の提出先が異なりますので、提出先となる市の所管課についてもお伝えします。

### (3) 事故報告書の提出

提出書類	
<input type="checkbox"/>	事故報告書(様式第1号)
<input type="checkbox"/>	団体の会則(規約等)
<input type="checkbox"/>	団体の活動計画書 (団体の年間スケジュールや、当日の概要および流れなど)
<input type="checkbox"/>	当日の指導者・参加者名簿
<input type="checkbox"/>	被害状況写真(賠償責任事故の場合)
<input type="checkbox"/>	事故発生時の状況が説明できる資料(実施要綱・案内チラシ・地図など)

① 事故の報告後、「事故報告書(様式第1号)」と市民活動中の事故であることを証明する書類(上記表)を市の所管課に提出してください。

※ 「事故報告書」は、事故発生日を含めた30日以内に提出してください。書類の提出が30日を過ぎると、対象とならなくなる場合がありますので、ご注意ください。

② 事故が保険制度の要件を満たしているかどうか審査します。保険制度が適用される場合は、保険会社に事故報告書を送付します。不適用となった場合は、事故報告者にその結果を通知します。

### (4) 保険金請求書の提出

① 保険制度が適用となった場合は、負傷者宛に「コミュニティ活動補償制度費用保険保険金請求書兼事故証明書」が送付されます。

② 治療完了後、負傷者は保険会社に「コミュニティ活動補償制度費用保険保険金請求書兼事故証明書」を返送してください。

③ 書類確認後、指定の口座に保険会社から保険金が支払われます。

※ 審査の結果、保険が適用されない場合もあります。

※ 保険金請求の際、治療費の領収書(明細書)などが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

# 福津市 市民活動団体保険制度に関する Q&A

## (1) 概要について

Q. 市民活動団体保険（以下、保険）では、どのような事故が対象か？

市民活動（郷づくり・自治会活動などのコミュニティ活動やボランティア活動など）を行う、原則として 5 名以上の団体の代表者、役員及び構成員等が、活動中に起こってしまった傷害事故および賠償事故について補償をしています。

Q. 保険を利用するにあたり、事前登録や保険料を支払う必要はあるのか？

本制度を利用するための、事前の登録や保険料の支払いは必要ありません。

市民活動中に事故が発生して初めて、市に申請手続きをしていただきます。その際の申請手続きには、事故報告書（様式第1号）に加え、団体規約や団体の活動計画書（活動の日程がわかるもの）、事故日当日の参加者名簿などが必要になります。そのため、日頃から団体の活動内容を明文化し、活動計画や参加者の名簿などについて整理をしてください。

また、保険料については、市が事前に保険会社と契約をしているため、皆さまが改めて保険料をお支払いいただく必要はございません。

Q. 保険の対象となる活動要件の中に「本拠地又は活動拠点が福津市内であること」とあるが、代表者やメンバーは市民でなければならないか？

福津市内を活動拠点として活動している団体であれば、団体の活動趣旨に賛同する市外在住のかたが代表者となったり、メンバーとなったりする場合でも対象になります。

Q. 市外からの市民活動への参加者がケガをした場合は、保険の対象になるのか？

市外から活動に参加している人が活動中にケガをしたとしても、その人が市内に拠点を置いて活動している市民活動団体等の構成員や指導者であれば保険対象となります。

### Q. 保険の申請に期限はあるのか？

事故報告書を、事故発生日を含めた30日以内に市の所管課へ提出してください。所管課が不明な場合は、地域コミュニティ課（市民共働推進係）にご相談ください。

書類の提出が30日を過ぎると、対象となくなることがありますので、ご注意ください

### Q. 草刈機の使用など、活動内容の危険度によって補償内容に差があるのか？

草刈機等を使用して作業を行う危険度の高い河川清掃や松林（竹林・雑木林を含む）の保全活動（草刈機を使用する本人に加え、周辺の作業者も対象）については、傷害保険の額が上乘せになり、通常の活動の2倍補償となります。

※詳細は、P.4『傷害補償に関する「上乘せ」について』をご参照ください。

#### **【例】松林でチェーンソーを使用して作業を行った際にケガをし、治療のため3日間通院をした場合**

→通院1日につき6,000円（①傷害補償分3,000円+②上乘せ分3,000円）が補償されるため、「6,000円×3日間=18,000円」が保険会社より支払われます。

## (2) 保険の対象範囲について

### Q. 市民活動を行う場所まで移動中、転んでケガをした場合、保険対象になるのか？

活動に参加するために活動場所に向かう際など、活動場所からご自宅までの往路中の事故も対象となります。ただし、一般的な通常の経路を外れている場合は対象になりません。

### Q. 市民活動のため車で移動中に事故によりケガをした場合、保険対象になるのか？

自動車に関係する事故は、傷害事故（自分やボランティア仲間の同乗者がケガをした事故）については保険対象となります。

なお、賠償責任事故は保険対象外です。この場合は、ご本人が加入している自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）での対応となります。また、自動車で他人の家の塀を壊してしまった場合なども対象外です。

Q. 主催する清掃活動に市内の企業が参加した場合、参加した従業員のケガ等は保険対象になるのか？

労務として参加される場合は「企業の管理下での活動」ということになりますので、保険対象外となります。また、企業が参加者を取りまとめ、ボランティアとして参加される場合は対象となります。しかし、ボランティア中に企業の物販を行ったり、企業ブースを設けたりなど、企業利益につながる活動をした場合は、企業活動となりますので対象外となります。

Q. 主催する夏祭りの来場者がケガをした場合、保険対象になるのか？

本制度は、主体的に市民活動をしている方を対象としている保険であるため、自己がサービスの受け手（イベント等の来場者）となるような場合は保険対象になりません。

その場合は、イベントや催し物などの来場者等の事故を補償する保険として、各保険会社が扱っている保険（行事・レクリエーション・自治会保険等）がありますので、各保険会社にお問い合わせください。

Q. 川遊び学習会に参加した子どもや、介護予防教室に参加した高齢者がケガをした場合、保険対象になるのか？

自己がサービスの受け手にあたるため、保険対象になりません。レクリエーション活動等については、次の場合に限り、保険対象となります。

- ・ 運営者（スタッフ等）の傷害事故および賠償責任事故
- ・ 指導者の傷害事故および賠償責任事故

Q. 計画になかった市民活動中に事故が起こった場合、保険対象になるのか？

本制度は、活動が継続的かつ計画的に行われているものを対象としている保険であるため、無計画の市民活動は保険対象になりません。

しかし、台風の翌日の清掃活動など、「当初計画にはなかったが、臨時で計画をたてて実施した活動（代表者等が活動と認めたもの）」は、保険対象となります。

Q. 自治会活動の中で、5名未満で見守り隊の活動をしているが、保険対象になるのか？

見守り隊の活動が自治会活動の中で継続的かつ計画的に行われている活動であれば、母体が自治会（5名以上）となるため、保険対象となります。

Q. 清掃活動中に虫に刺された場合、保険対象になるのか？

害虫駆除など、刺される危険が高いと予測される場合は保険対象になりません。しかし、清掃活動中に偶然刺されてしまった場合など、予期しない突発的な要因の場合は保険対象となります。

Q. 主催したイベントで提供した料理で食中毒が起こった場合、保険対象になるのか？

細菌性食中毒（腸管出血性大腸菌感染症を含む）、ウイルス性食中毒による身体の傷害は、傷害補償と賠償責任補償の両方の対象となります。

Q. 交通費や弁当代等を受け取った場合、保険対象にならないのか？

交通費や弁当代等の実費相当分の受領は報酬とはみなさないため、保険対象となります。

Q. 市民活動中の地震が原因でケガをした場合、保険対象になるのか？

地震や噴火、またはこれらが原因で発生した津波などの天災による事故は、保険対象になりません。

Q. PTAの活動は、この制度の対象になるのか？

活動内容が、地域との交流につながるものであれば保険対象になります。

しかし、活動内容が学校活動の一環として行われるものについては、学校管理下となり、学校教育課が加入する保険の対象となりますので、本制度では対象になりません。

Q. 民生委員は、この制度の対象になるのか？

民生委員は非常勤の特別職地方公務員であり、公務災害補償の適用を受けるので、本制度では対象になりません。

## 大切なのは、事故の防止

- ★ 計画に無理はありませんか？（内容・スケジュールなど）
- ★ 運営は適正に行われていますか？（天候・予定の変更対応・指示系統など）
- ★ 使用する施設の点検・管理は万全ですか？（グラウンド・テントなど）
- ★ 借用する用具類の管理は万全ですか？ また、指導者の人数は十分ですか？
- ★ 注意事項は全員に徹底されていますか？ また、緊急時の連絡体制は万全ですか？

🗨️ 市民活動に取り組む際には、十分ご確認ください。

### —問い合わせ—

福津市 地域コミュニティ課 市民共働推進係

所在地:福津市中央 1-1-1 別館 1階

電話番号:0940-62-5017 (直通)

FAX:0940-43-9005

MAIL:kyodo@city.fukutsu.lg.jp

事故報告書のデータおよび、  
ホームページはコチラ↓

